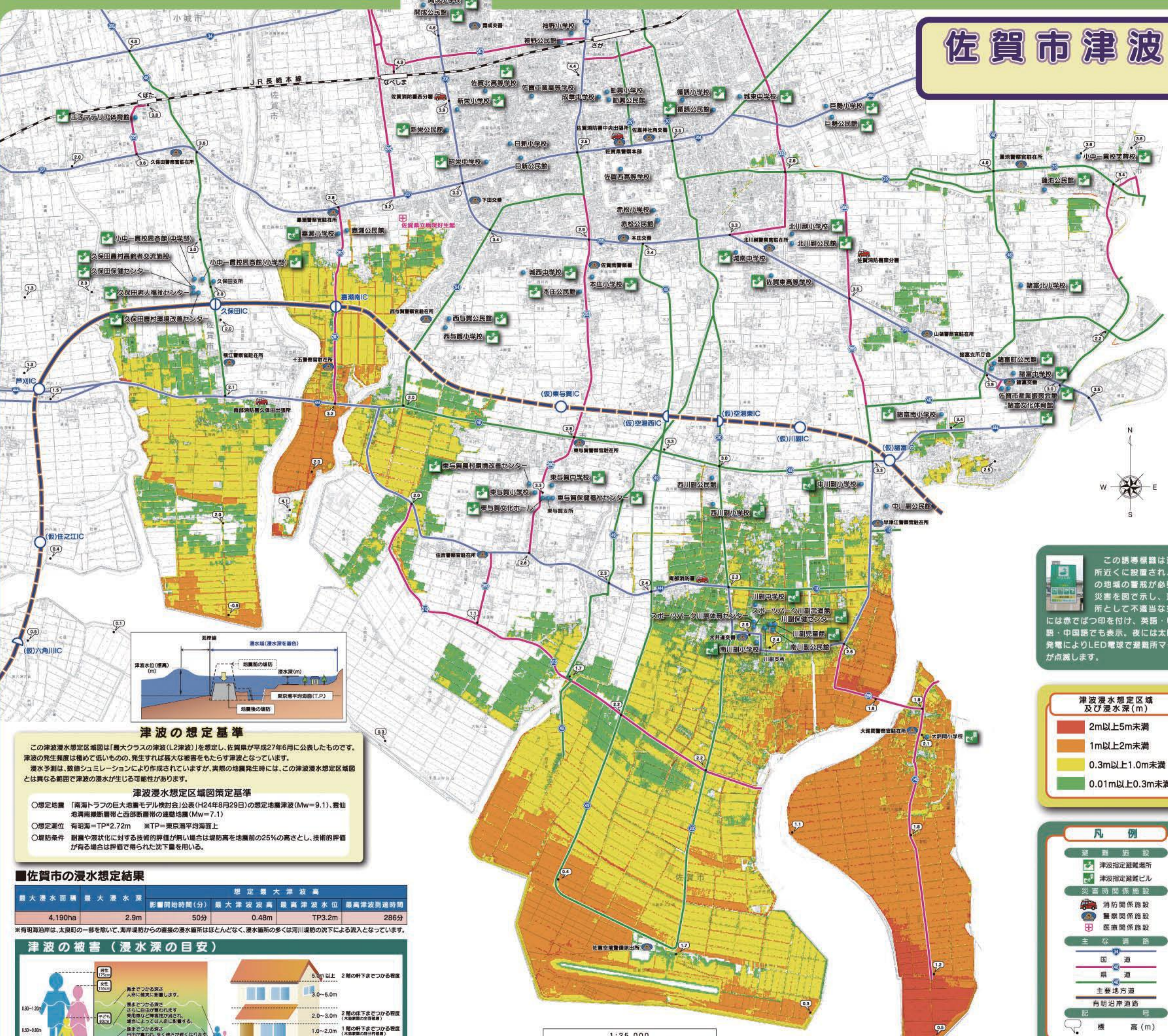


佐賀市津波ハザードマップ

(津波浸水想定区域図)



これらの施設から、市が災害状況に応じ、開設する避難所を指定します。

管内	小学校区	避難所区分	施設名	住所
徳勝	1次	徳勝 公民館	東佐賀町12-2	
		徳勝 小学校	高木町15-30	
	2次	徳勝 小学校	高木町15-30	
		徳勝 小学校	高木町15-30	
	日新	2次	昭栄 中学校	昭栄町1-7
		2次	昭栄 小学校	昭栄町1-7
西与賀	1次	西与賀 公民館	西与賀町屋外1405	
	2次	西与賀 小学校	西与賀町屋外1437	
		西与賀 小学校	西与賀町屋外1437	
巨勢	1次	巨勢 公民館	巨勢町高尾104-17	
	2次	巨勢 小学校	巨勢町高尾108	
		巨勢 小学校	巨勢町牛島242	
北川副	1次	北川副 公民館	木原3-12-8	
	2次	北川副 小学校	木原3-12-1	
		北川副 小学校	木原3-12-1	
	3次	北川副 中学校	南佐賀1-20-1	
本庄	1次	本庄 公民館	本庄町本庄279-8	
	2次	本庄 小学校	本庄町本庄131-1	
		本庄 小学校	本庄町本庄1021-1	
美音	1次	蓮池 公民館	蓮池町蓮池6-49	
	2次	蓮池 公民館	蓮池町蓮池6-49	
新栄	1次	新栄 公民館	新生町4-21	
	2次	新栄 小学校	新栄東2-6-34	
		佐賀北高等学校	天祐2-6-1	
開成	1次	開成 公民館	鏡島町森田27-4	
	2次	開成 小学校	鏡島町森田35-1	
諸富支所	2次	諸富北 小学校	諸富町諸富990	
		諸富 中学校	諸富町諸富2058-3	
		諸富 文化体育館	諸富町諸富52	
諸富南	1次	諸富町 公民館	諸富町諸富7	
	2次	諸富南 小学校	諸富町高尾920-1	
		佐賀市産業振興会館	諸富町高尾529-5	
東与賀支所	1次	東与賀 保健福祉センター	東与賀町下古賀1193	
		東与賀 小学校	東与賀町中453	
		東与賀 中学校	東与賀町下古賀1127-1	
		東与賀 農村環境改善センター	東与賀町中425	
久保田支所	2次	久保田 保健センター	久保田町新田3323	
		小中一貫校 恵音館(小学部)	久保田町新田1207	
		小中一貫校 恵音館(中学部)	久保田町新田1217	
		久保田農村環境改善センター	久保田町新田3323-3	
久保田支所	2次	久保田 老人福祉センター	久保田町新田3323	
		久保田農村高齢者交流施設	久保田町新田3323	
久保田支所	3次	王子マテリア 体育館	久保田町久保田1	
		王子マテリア 体育館	久保田町久保田1	

この誘導標識は避難所近くに設置され、その地域の警戒が必要な災害を示し、避難所として不適当な災害には赤でばつ印を付け、英語・韓国語・中国語でも表示。夜には太陽光発電によりLED電球で避難所マークが点滅します。

津波浸水想定区域及び浸水深(m)

- 2m以上5m未満
- 1m以上2m未満
- 0.3m以上1.0m未満
- 0.01m以上0.3m未満

凡例

- 避難施設
- 津波指定避難場所
- 津波指定避難ビル
- 災害時間係施設
- 消防関係施設
- 警察関係施設
- 医療関係施設
- 主な道路
- 国道
- 県道
- 主要地方道
- 有明沿岸道路
- 標高(m)

津波の想定基準

この津波浸水想定区域図は「最大クラスの津波(L2津波)」を想定し、佐賀県が平成27年6月に公表したものです。津波の発生頻度は極めて低いものの、発生すれば大きな被害をもたらす津波となっています。浸水予測は、数値シミュレーションにより作成されていますが、実際の地震発生時には、この津波浸水想定区域図とは異なる範囲で津波の浸水が生じる可能性があります。

津波浸水想定区域図策定基準

- 想定地震 「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表(H24年8月29日)の想定地震津波(Mw=9.1)、豊仙地溝南断層帯と西部断層帯の運動地震(Mw=7.1)
- 想定潮位 有明海=TP*2.72m ※TP=東京湾平均海面上
- 堤防条件 耐震や液状化に対する技術的評価が無い場合は堤防高を地震前の25%の高さとし、技術的評価がある場合は評価で得られた沈下量を用いる。

佐賀市の浸水想定結果

最大浸水面積	最大浸水深	影響開始時間(分)	最大津波波高	最高津波水位	最高津波到達時間
4,190ha	2.9m	50分	0.48m	TP3.2m	286分

※有明海岸は、太良町の一部を除いて、海岸防波堤の直下の浸水箇所はほとんどなく、浸水箇所は多くは河川堤防の沈下による流入となっています。



この地図は、国土院の委託を受けて、同院発行の電子地形図25000を複製したものである(複製番号 P19複製、第1732号)。承認を得て作成した複製品を第三者が勝手に複製する場合には、国土院の承認を得なければならない。